

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）

新旧対照表

【令和5年7月21日現在】

改正後	現行
<p data-bbox="327 341 909 368">農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想</p> <p data-bbox="472 485 763 512">令和5年10月1日公告</p> <p data-bbox="524 632 712 659">我孫子市</p>	<p data-bbox="1317 341 1899 368">農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想</p> <p data-bbox="1447 485 1767 512">平成26年10月1日公告</p> <p data-bbox="1509 632 1697 659">我孫子市</p>
<p data-bbox="327 922 909 949">農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想</p> <p data-bbox="501 1018 734 1045">目 次</p> <p data-bbox="136 1114 696 1141">第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p data-bbox="136 1209 1093 1284">第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標</p> <p data-bbox="136 1353 1093 1380">第<u>2の2</u> 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関</p>	<p data-bbox="1317 922 1899 949">農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想</p> <p data-bbox="1487 1018 1720 1045">目 次</p> <p data-bbox="1128 1114 1688 1141">第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p data-bbox="1128 1209 2085 1284">第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標</p> <p data-bbox="1128 1353 2085 1380">第<u>3</u> 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する</p>

<p>する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標</p> <p><u>第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項</u></p> <p><u>1 農業を担う者の確保及び育成</u></p> <p><u>2 我孫子市が主体的に行う取組</u></p> <p><u>3 関係機関との連携・役割分担</u></p> <p><u>4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供</u></p> <p>第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の<u>効率的かつ総合的な利用</u>に関する事項</p> <p>1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標</p> <p>2 その他農用地の<u>効率的かつ総合的な利用</u>に関する事項</p> <p>第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</p> <p><u>1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項</u></p> <p><u>2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</u></p>	<p>営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標</p> <p>第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の<u>利用関係の改善</u>に関する事項</p> <p>1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標</p> <p>2 その他農用地の<u>利用関係の改善</u>に関する事項</p> <p>第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</p> <p><u>1 利用権設定等促進事業に関する事項</u></p> <p><u>2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項</u></p> <p><u>3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</u></p>
---	--

3 農業協同組合が行う農作業の受委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

4 その他農業経営基盤の強化を促進する事業に関し必要な事項

第6 その他
附則

4 農業協同組合が行う農作業の受委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

第7 その他

別紙1 (第5の1の(1)⑥関係)

別紙2 (第5の1(2)関係)

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

(基本構想の策定方針)

1 この基本構想は我孫子市が策定した「農業振興地域整備計画」、農業事務所が策定した「東葛飾地域農林業振興方針」等の諸計画と整合させつつ、市内農業者へのアンケート結果や農業委員会・農業経営改善支援センター・農業協同組合等の意見を踏まえて策定し、本市における農業経営の基盤が強固なものとなるよう、地域における農業者及び関係機関・団体等の理解と協力を得つつ、その円滑な推進を図るものとする。

(我孫子市農業の現状)

2 我孫子市は利根川と手賀沼に挟まれた、首都圏30km圏内の千葉県北西部に位置し、利根川、手賀沼沿いに水田地帯が広がり、台地では畑作営農が行われ、一部では採卵鶏の飼養も行われている。また、都市住民を背景とした、なしやブルーベリー等の観光農園も少数ではあるが見ることができる。

経営耕地面積は、656haで水田が全体の約82.7%、畑が約16.8%、樹園地約0.5%を占めているが¹、農業産出額の面から見ると、米が約46.6%、野菜・果樹が約49.0%とほぼ同率となる。²

¹ 出典：2020年農林業センサス

² 出典：2018年千葉県生産農業所得統計

(我孫子市の農業構造)

3 我孫子市の農業構造については、首都圏約30km圏内という立地からか、農家数は年5%程度の減少を続けている。³全体農家数の減少傾向の中で、農業

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

(基本構想の策定方針)

1 この基本構想は我孫子市が策定した「農業振興地域整備計画」、農業事務所が策定した「地域農林業振興計画」等の諸計画と整合させつつ、市内農業者へのアンケート結果や農業委員会・農業経営改善支援センター・農業協同組合等の意見を踏まえて策定し、本市における農業経営の基盤が強固なものとなるよう、地域における農業者及び関係機関・団体等の理解と協力を得つつ、その円滑な推進を図るものとする。

(我孫子市農業の現状)

2 我孫子市は利根川と手賀沼に挟まれた、首都圏30km圏内の千葉県北西部に位置し、利根川、手賀沼沿いに水田地帯が広がり、台地では畑作営農が行われ、一部では採卵鶏の飼養も行われている。また、都市住民を背景とした、なしやブルーベリー、栗拾い等の観光農園も少数ではあるが見ることができる。

経営耕地面積は、915haで水田が全体の約77.5%、畑が約21.6%、樹園地約0.9%を占めているが、農業産出額の面から見ると、野菜・果樹が約63%、米が約35%とその割合は逆転する。

(我孫子市の農業構造)

3 我孫子市の農業構造については、首都圏約30km圏内という立地からか、農家数は毎年1～2%の減少を続けている。全体農家数の減少傾向の中で第2

従事者の高齢化や担い手の減少など、農業生産力の低下が懸念され、荒廃農地の発生防止・解消も大きな課題となっている。

このような中においても農地を資産として保有する傾向は強く、農地の流動化は目に見えた進展がないままであるが、行政の強い働きかけ及び世代交代や機械の更新等をきっかけとして、また、一部、無許可で行われている貸借を表面化する等により流動化を進めていくことが重要である。

3 出典：2020年農林業センサス

(我孫子市農業の展開方向)

4 このような地域の現状の中で、今後は稲作を中心とした経営規模の拡大を志向する農家と野菜・花き等の集約的作物を中心とする農家、安全性・高品質を追求する農家、観光農園を営む農家等の多様な展開を見せる経営環境に配慮し、労働力の確保、農地の貸借等において、制度・体制の整備を図り、大消費地に隣接している立地を生かし、首都圏の、そして我孫子市民の需要に則した農業の安定的発展を目指す。

また、新規に就農する農業者も徐々に生まれており、農業従事者の高齢化や担い手不足の課題を抱える本市においては、多様な担い手による農業の発展を目指す必要がある。

上記目標を達成するため、以下、(1) から (4) の施策を推進するものとする。

(1) 新鮮でおいしい地場産品や農業体験など農村の魅力に触れ合うことができる機会を提供することにより、農業に対する市民の理解を深め、また、グリーン・ツーリズムの推進による都市と農村の交流や観光と連携した農業の6次産業化の促進などにより、農村の活性化を図る。

種兼業農家は増加の傾向にあり、第1種兼業農家の割合が年々低下、専業農家は横ばいである。そのため農業従事者の高齢化が進み、担い手が減少するなど、農業生産力の低下が懸念され、耕作放棄地の発生防止・解消も大きな課題となっている。

このような中においても農地を資産として保有する傾向は強く、農地の流動化は目に見えた進展がないままであるが、行政の強い働きかけ及び世代交代や機械の更新等をきっかけとして、また、一部、無許可で行われている貸借を表面化する等により流動化を進めていくことが重要である。

(我孫子市農業の展開方向)

4 このような地域の現状の中で、今後は稲作を中心とした経営規模の拡大を志向する農家と野菜・花き等の集約的作物を中心とする農家、安全性・高品質を追求する農家、観光農園を営む農家等の多様な展開を見せる経営環境に配慮し、労働力の確保、農地の貸借等において、制度・体制の整備を図り、大消費地に隣接している立地を生かし、首都圏の、そして我孫子市民の需要に則した農業の安定的発展を目指す。

また、新規に就農する農業者も徐々に生まれており、農業従事者の高齢化や担い手不足の課題を抱える本市においては、多様な担い手による農業の発展を目指す必要がある。

上記目標を達成するため、以下、(1) から (4) を推進するものとする。

(1) 新鮮でおいしい地場産品や農業体験など農村の魅力に触れ合える機会を提供することにより、農業に対する市民の理解を深め、また、グリーン・ツーリズムの推進による都市と農村の交流や観光と連携した農業の6次産業化の促進などにより、農村の活性化を図る。

(2) 農用地の利用集積、経営の合理化をはじめとする農業経営基盤の強化を促進するため、集落・地域での話し合いに基づく「地域計画」の策定・実現により、農地集積及び集約や新規就農、経営継承を促し、農業の体質強化を図る。

また、今後さらなる増加が懸念される荒廃農地については、担い手への農用地の利用集積を図ることを基本に、その発生防止と農用地としての効率的な利用を図る。

(3) 荒廃農地の発生防止・解消や野生鳥獣による農作物への被害防止といった地域の課題や農道や農業水利施設などの適切な維持管理について、地域が一体となって都市住民との協働のもとに取り組み、美しい景観が保全された、住民が快適に過ごせる豊かな農村の実現を図る。

(4) 就農希望者に対する相談や研修、就農計画の立案支援などを行い、新規就農を促進するとともに、セミナーの開催など就農定着に向けて支援します。

また、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための支援事業を活用するなど、担い手の確保・育成を図る。

(効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向)

5 時代の流れに対応して、我孫子市農業が発展していくためには、農業が魅力のある産業となる必要がある。そこで市は農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

また、この目標は農業を取り巻く環境や時代の変化を捉え、5年後若しくは必要に応じて見直しを図っていくこととする。

具体的な目標としては、主たる従事者1人当たり

○ 年間農業所得・・・520万円 程度

(2) 農用地の利用集積、経営の合理化をはじめとする農業経営基盤の強化を促進するため、集落・地域での話し合いに基づく「人・農地プラン」の作成・実行により、農地集積や新規就農・経営継承を促し、農業の体質強化を図る。

また、今後さらなる増加が懸念される耕作放棄地については、担い手への農用地の利用集積を図ることを基本に、その発生防止と農用地としての効率的な利用を図る。

(3) 耕作放棄地の発生防止・解消や野生鳥獣による農作物への被害防止といった地域の課題や農道や農業水利施設などの適切な維持管理について、地域が一体となって都市住民との協働のもとに取り組み、美しい景観が保全された、住民が快適に過ごせる豊かな農村の実現を図る。

(4) 就農希望者に対する相談や研修、就農計画の立案支援などを行い、新規就農を促進するとともに、セミナーの開催など就農定着に向けて支援します。

また、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための支援事業を活用するなど、担い手の確保・育成を図る。

(効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向)

5 時代の流れに対応して、我孫子市農業が発展していくためには、農業が魅力のある産業となる必要がある。そこで市は農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

また、この目標は農業を取り巻く環境や時代の変化を捉え、5年後若しくは必要がある場合には更に短期間でも見直しを図っていくこととする。

具体的な目標としては、主たる1経営体当たり

○ 年間農業所得・・・550万円 以上

○ 年間労働時間・・・ 1,800～2,000時間 程度

とし、市内における他産業従事者並みの所得・労働時間の水準を実現できる経営を目標とする。このような経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造が確立されるよう諸施策を展開するとともに、その育成に資するために、低利融資等の農業制度金融や補助事業等の効果的な活用を図る。また、経営管理能力や対外的な信用の向上に資する法人化や、家族全員が意欲とやり甲斐をもって経営に参画できる魅力ある農業経営を目指すための家族経営協定の締結を促進することにより、農業経営基盤の一層の改善・強化を目指す。

(新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標)

6 我孫子市において、平成30年度からの5年間で誕生した新規就農者は9経営体 (11名) であるが、多くが既存の農家が耕作できなくなった農地を活用し、畑作営農に取り組んでいる。

販売手法は、都市部消費地が近接している本市農業の立地を活かし、いずれの新規就農者も直売所やスーパーインショップでの出荷販売、独自のネットワークを活用した出荷販売など、市場出荷や系統出荷によらない経営スタイルを基本としている。

こうした営農スタイルを基礎に、新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標としては、主たる従事者1人当たり

○ 年間農業所得・・・ 270万円 程度

○ 年間労働時間・・・ 1,800～2,000時間 程度

とし、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つことを目指す。

上記に掲げる新たに農業経営を営もうとする青年等を育成し、確保していくためには、就農相談から就農・経営定着の段階まで、きめ細やかな支援をしていくことが重要である。そのため、就農希望者に対しては市が相談窓口になり、農

○ 年間労働時間・・・ 1,800～2,000時間 以内

とし、市内における他産業従事者並みの所得・労働時間の水準を実現できる経営を目標とする。このような経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造が確立されるよう諸施策を展開するとともに、その育成に資するために、低利融資等の農業金融対策や補助事業等の効果的な活用を図る。また、経営管理能力や対外的な信用の向上に資する法人化や、家族みんなが意欲とやり甲斐をもって農業に取り組むための家族経営協定の締結を促進することにより、農業経営基盤の一層の改善・強化を目指す。

(新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標)

6 我孫子市において、平成21年度からの5年間で誕生した新規就農者は14経営体 (18人) であるが、多くが既存の農家が耕作できなくなった農地を活用し、畑作営農に取り組んでいる。

販売手法は、都市部消費地が近接している本市農業の立地特性をもとに、いずれの新規就農者も直売所やスーパーインショップでの出荷販売、独自のネットワークを活用した出荷販売など、市場出荷や系統出荷によらない経営スタイルを基本としている。

こうした営農スタイルを基礎に、新たに農業経営を営もうとする青年等の具体的な目標としては、主たる従事者1人当たりの年間労働時間の水準を1,800～2,000時間程度で達成しつつ、同じく主たる従事者1人当たりの年間農業所得については、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つよう250万円以上とする。

上記に掲げる新たに農業経営を営もうとする青年等を育成し、確保していくためには、就農相談から就農・経営定着の段階まで、きめ細やかな支援をしていくことが重要である。そのため、就農希望者に対しては市が相談窓口になり、

地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については、農業事務所や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体となるよう育成し、将来的には認定農業者に誘導していく。

また、当該青年等の育成・確保を図るうえでは、国の給付金制度等の活用を促進し、新規就農希望者の円滑な就農を支援する。

これらの取組により、概ね10年後の新規就農者数を累計20名確保することを目標とする。

(事業の実施方針)

7 我孫子市は、将来の我孫子市農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業振興を図るための自主的な努力を促し、農業経営の発展を目指す意欲のある農業者がその能力を十分に発揮することを支援するために農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

① 事業の対象

我孫子市は、農業経営基盤強化促進事業、その他の措置等を市内の農業者及び市内で農業経営を営む者を対象として行うこととする。特に農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条「農業経営改善計画の認定等」における認定農業者制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地の集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者及び今後認定を受けようとする農業者に集中的かつ重点的に実施されるように努めることとする。

② 事業実施の指導及び支援体制

我孫子市は、農業協同組合、農業委員会等がその役割分担を図りつつ、十分な

農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については、農業事務所や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体となるよう育成し、将来的には認定農業者に誘導していく。

また、当該青年等の育成・確保を図るうえでは、国の給付金制度等の活用を促進し、新規就農希望者の円滑な就農を支援する。

これらの取組により、概ね10年後の新規就農者数を累計30人確保することを目標とする。

(事業の実施方針)

7 我孫子市は、将来の我孫子市農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業振興を図るための自主的な努力を助長し、農業経営の発展を目指す意欲のある農業者がその能力を十分に発揮することを支援するために農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

① 事業の対象

我孫子市は、農業経営基盤強化促進事業、その他の措置等を市内の農業者及び市内で農業経営を営む者を対象として行うこととする。特に農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条「農業経営改善計画の認定等」における認定農業者制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地の集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者及び今後認定を受けようとする農業者に集中的かつ重点的に実施されるように努めることとする。

② 事業実施の指導及び支援体制

我孫子市は、農業協同組合、農業委員会等がその役割分担を図りつつ、十分

相互の連携の下で密度の濃い指導及び農業経営改善の支援を行うために「農業経営改善支援センター」を設置し、別表のような活動を望ましい経営を目指す農業者や農業者集団に対して行うこととする。

別表

活 動 内 容		主たる担当機関・団体
農業の経営改善に関する相談	農地の集積に関すること 農地の基盤整備に関すること 農業生産に関すること 農作物の出荷に関すること 農作業の受委託に関すること 労働力の確保に関すること	農政担当課・農業委員会・ 農業協同組合・ <u>農地中間管理機構</u> 農政担当課・土地改良区 農業協同組合・農業事務所 農業協同組合 農業協同組合・農業委員会 農政担当課・農業協同組合
農業経営改善計画認定制度の活用方策説明会の開催	農業経営改善計画認定制度の普及定着の説明 農業経営改善計画認定制度の活用方策の説明	農政担当課・農業協同組合・ 農業事務所
認定志向農業者研修会の開催	農業経営改善計画作成支援	農政担当課・農業協同組合・ 農業事務所
農業経営改善スペシャリスト相談会の開催	専門知識を要する事項の相談会の開催	農政担当課・農業協同組合 (千葉県農業会議)
部門別経営改善相互研さん会の開催等	認定農業者の組織化活動の促進 経営部門別の研さん会の開催	農政担当課・農業協同組合 農政担当課・農業協同組合 (千葉県農業会議)

なる相互の連携の下で密度の濃い指導及び農業経営改善の支援を行うために「農業経営改善支援センター」を設置し、別表のような活動を望ましい経営を目指す農業者や農業者集団に対して行うこととする。

別表

活 動 内 容		主たる担当機関・団体
農業の経営改善に関する相談	農地の集積に関すること 農地の基盤整備に関すること 農業生産に関すること 農作物の出荷に関すること 農作業の受委託に関すること 労働力の確保に関すること	市農政担当課・農業委員会・ 農業協同組合 市農政担当課・土地改良区 農業協同組合・農業事務所 農業協同組合 農業協同組合・農業委員会 市農政担当課・農業協同組合
農業経営改善計画認定制度の活用方策説明会の開催	農業経営改善計画認定制度の普及定着の説明 農業経営改善計画認定制度の活用方策の説明	市農政担当課・農業協同組合・ 農業事務所
認定志向農業者研修会の開催	農業経営改善計画作成支援	市農政担当課・農業協同組合・ 農業事務所
農業経営改善スペシャリスト相談会の開催	専門知識を要する事項の相談会の開催	市農政担当課・農業協同組合 (千葉県農業会議)
部門別経営改善相互研さん会の開催等	認定農業者の組織化活動の促進 経営部門別の研さん会の開催	市農政担当課・農業協同組合 市農政担当課・農業協同組合 (千葉県農業会議)

青年等就農促進に関する相談	青年等就農計画制度に関する こと 農地の基盤整備に関する こと 農業生産に関する こと 労働力の確保に関する こと 農地の集積に関する こと	農政担当課・農業事務所 農政担当課・土地改良区 農業協同組合・農業事務所 農政担当課・農業協同組合 農政担当課・農業協同組合 <u>農地中間管理機構</u>	青年等就農促進に関する相談	青年等就農計画制度に関する こと 農地の基盤整備に関する こと 農業生産に関する こと 労働力の確保に関する こと 農地の集積に関する こと	市農政担当課・農業事務所 市農政担当課・土地改良区 農業協同組合・農業事務所 市農政担当課・農業協同組合 市農政担当課・農業協同組合
---------------	---	---	---------------	---	--

③ 支援措置及び活動

ア 農業経営規模の拡大により発展を図ろうという農業者に対しては、農業委員会を核として担い手の掘り起こし活動を強化し、農地の出し手と受け手に係る情報を適切に結び付けて農業経営基盤強化促進事業等を進める。

また、農地の売買や貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地の売買や貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するように努める。

イ 集約的作物により経営の発展を図る農業者に対しては、農業事務所の指導のもとに、既存施設園芸の作型、品種改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

ウ 経営診断の実施、先進技術の導入、経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導を行い、必要に応じて千葉県農業経営改善支援センターに経営改善スペシャリストの派遣を要請し、研修会、相談会の開催等を行う。

エ 生産基盤の安定化を目的とした土地改良事業等の実施に当たっては、当該実施地区において経営を展開している認定農業者に十分配慮し、事業の

③ 支援措置及び活動

ア 農業経営規模の拡大により発展を図ろうという農業者に対しては、農業委員会を核として担い手の掘り起こし活動を強化し、農地の出し手と受け手に係る情報を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

また、農地の売買や貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地の売買や貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するように努める。

イ 集約的作物により経営の発展を図る農業者に対しては、農業事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

ウ 経営診断の実施、先進技術の導入、経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導を行い、必要に応じて千葉県農業経営改善支援センターに経営改善スペシャリストの派遣を要請し、研修会、相談会の開催等を行う。

エ 生産基盤の安定化を目的とした土地改良事業等の実施に当たっては、当該実施地区において経営を展開している認定農業者に十分配慮し、事業の

の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等の段階から経営体育成を常に念頭に置くこととする。

オ 青年等就農計画作成については、農業事務所の指導のもとに就農希望者の意向を尊重しつつ、実現性のある計画を作成するように支援する。

(生産組織)

8 生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、その地域及び営農の実態等に応じた施策によって育成するとともに、その経営の効率化を農業経営改善支援センター等の支援等により、法人形態への誘導を図る。

(認定農業者と地域の関わり)

9 認定農業者を中心とした地域の担い手と兼業農家や土地持ち非農家との有機的な結びつきを図り、地域全体としての発展を目指す。併せて、認定農業者及び認定志向農業者のみならず、その他の農家等にも本法その他諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等の段階から経営体育成を常に念頭に置くこととする。

オ 青年等就農計画作成については、農業事務所の指導の下に就農希望者の意向を尊重しつつ、実現性のある計画を作成するように支援する。

(生産組織)

8 生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、その地域及び営農の実態等に応じた施策によって育成するとともに、その経営の効率化を農業経営改善支援センター等の支援等により、法人形態への誘導を図る。

(認定農業者と地域の関わり)

9 認定農業者を中心とした地域の担い手と兼業農家や土地持ち非農家との有機的な結びつきを図り、地域全体としての発展を目指す。併せて、認定農業者及び認定志向農業者のみならず、その他の農家等にも本法その他諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する
営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1-5（効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向）に示した
目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に我孫子市及
び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、我孫子市における主要な営
農類型について示すと次のとおりである。

- A 水稲専作
- B 露地野菜専作（キャベツ+だいこん）
- C 露地野菜専作（ねぎ+こまつな+にんじん）
- D 施設野菜専作（トマト）
- E 施設野菜専作（きゅうり）
- F 露地+施設野菜専作（にんじん+トマト）
- G 施設花き専作（スプレーギク・トルコギキョウ）
- H 果樹専作（なし・市場出荷）
- I 果樹専作（なし・直売）
- J 観光農業（ブルーベリー）
- K 農産加工（加工+水稲）

具体的な営農類型については次ページ以降のとおりである。

（経営体別営農類については別紙参照）

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する
営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1-5（効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向）に示した
目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に我孫子市及
び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、我孫子市における主要な営
農類型について示すと次のとおりである。

- A 水稲専作
- B 露地野菜専作（キャベツ+だいこん）
- C 露地野菜専作（ネギ+こまつな+にんじん）
- D 施設野菜専作（トマト）
- E 施設野菜専作（きゅうり）
- F 露地+施設野菜専作（にんじん+トマト）
- G 施設花き専作（スプレーギク・トルコギキョウ）
- H 果樹専作（なし・市場出荷）
- I 果樹専作（なし・直売）
- J 観光農園（ブルーベリー）
- K 農産加工（加工+水稲）

具体的な営農類型については次ページ以降のとおりである。

（経営体別営農類型については別紙参照）

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1-6（新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標）に示した目標を可能とする農業経営の指標として、現に我孫子市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、我孫子市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

- L 露地野菜専作（こまつな+ほうれんそう）
- M 露地野菜専作（ねぎ）
- N 露地野菜専作（こかぶ）
- O 施設野菜専作（トマト）
- P 観光農業（ブルーベリー）

具体的な営農類型については次ページ以降のとおりである。

（経営体別営農類については別紙参照）

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1-6（新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標）に示した目標を可能とする農業経営の指標として、現に我孫子市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、我孫子市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

- L 露地野菜専作（こまつな+ほうれんそう）
- M 露地野菜専作（ねぎ）
- N 露地野菜専作（こかぶ）
- O 施設野菜専作（トマト）
- P 観光農園（ブルーベリー）

具体的な営農類型については次ページ以降のとおりである。

（経営体別営農類については別紙参照）

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成

我孫子市は効率的かつ安定的な経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業事務所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用
の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、我孫子市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 我孫子市が主体的に行う取組

我孫子市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得のための情報提供、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、営農面から生活面までの様々な問題に対する相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一元的に実施できる体制を構築する。

更に、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担

県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 千葉県農業会議、農地中間管理機構、我孫子市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農

地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

我孫子市は新規就農者連絡協議会及び農業協同組合と連携して、我孫子市内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、我孫子市内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。更に、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標
 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

第2 及び第2の2で掲げた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び利用集積についての目標は概ね次のとおりとする。

地域	<u>区分</u>	予想農用地面積 (A) ha	利用集積の目標面積 (B) ha	目標シェア (B/A×100) %
我孫子市	<u>水田</u>	<u>933</u>	<u>654</u>	<u>70</u>
	<u>畑</u>	<u>297</u>	<u>139</u>	<u>47</u>
	<u>樹園地</u>	<u>9</u>	<u>9</u>	<u>100</u>
<u>合計</u>		1,239	<u>802</u>	<u>65</u>

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標
 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

第2で掲げた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標は概ね次のとおりとする。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

地域	予想農用地面積 (A) ha	利用集積の目標面積 (B) ha	目標シェア (B/A×100) %	<u>利用権設定等面積</u> ha
我孫子市	1,239	<u>484</u>	<u>39</u>	<u>134</u>

○ 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標
農地利用集積円滑化事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注)

1. 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」には、基幹的農作業（水稲については耕起・代かき、田植え、収穫、その他の作目については、耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。

2. 目標年次は概ね10年後とする。

3. 現状（令和3年度末時点）の農用地利用集積の状況について、農用地面積は1,249ha、（水田940ha、畑300ha）、利用集積面積は278ha、（水田254ha、畑24ha）、担い手への農地利用集積率は25%（水田29%、畑14%）である。

○ 農用地の面的な集積は、農作業の効率を上げ、農業者の経営改善につながる重要な手法の一つであり、実情に応じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積を優先して行うことを推進し、農業経営の改善を図る。

○ また、我孫子市において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、県、市、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

我孫子市の台地部は、市街地に隣接した畑地が点在している。経営農地が

(注)

1. 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起・代かき、田植え、収穫、その他の作目については、耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2. 目標年次は概ね10年先とする。

3. 利用権設定等面積には、農地中間管理機構から借り受けた面積も含む。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

我孫子市の台地部は、市街地に隣接した畑地が点在している。経営農地が

分散されていること、また畑作経営を中心とした認定農業者等が少ないことから農地の利用集積は進んでいない。

また、低地部については、水稻作が主体であり、認定農業者等への農地の利用集積が徐々に進んでいるが、現在も小規模農家が継続的に水稻の作付けを行っている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化や担い手不足等が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が多数出てくると思われる。そのため、地域の中核的な担い手となる経営体への農地の利用集積及び集約を推進するため具体的に以下の施策・事業の実施を図っていく。

- ① 各地域・集落における地域計画の策定及び実行
- ② 集落営農の組織化・法人化
- ③ 担い手・新規就農者への農地の積極的あっせん

(3) 関係団体等との連携体制

我孫子市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への利用集積及び集約を促進するため、農業事務所、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等を推進する。

分散されていること、また畑作経営を中心とした認定農業者等が少ないことから農地の利用集積は進んでいない。

また、低地部については、水稻作が主体であり、認定農業者等への農地の利用集積が徐々に進んでいるが、現在も小規模農家が継続し、水稻の作付けを行っているのが実状である。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化や担い手不足等が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が多数出てくると思われる。そのため、地域の中核的な担い手となる経営体への農地の利用集積を推進するため具体的に以下の施策・事業の実施を図っていく。

- ① 各地域・集落における新たな担い手の掘り起こし
- ② 集落営農の組織化・法人化
- ③ 担い手・新規就農者への農地の積極的あっせん

(3) 関係団体等との連携体制

我孫子市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への利用集積を促進するため、農業事務所、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体等が連携して施策・事業等を推進する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

我孫子市は、県が策定した「千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、我孫子市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえながら、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

- (1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- (2) 農用地利用改善事業の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- (3) 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等
- (4) その他農業経営基盤の強化を促進する事業に関し必要な事項

これらの各項目については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

更に、我孫子市は、農用地利用改善団体等に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体等が

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

我孫子市は、県が策定した「千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、我孫子市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえながら、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

我孫子市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 利用権設定等促進事業
- (2) 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- (3) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (4) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- (5) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- (6) その他農業経営基盤の強化を促進する事業
- (7) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

さらに、我孫子市は、農用地利用改善団体等に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体等

特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。
以下、項目ごとに述べる。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における農繁期を除いて設定する。

開催に当たっては、広報紙への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地活用推進員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政担当課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

市は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて

が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(イ)から(ウ)までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては(イ)、(エ)及び(ウ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け候補者名簿に登録されている者であること。

イ. 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができること認められること。

ウ. 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができること認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農業生産法人にあっては(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の3第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける

場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用賃借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 我孫子市長への確約書の提出や我孫子市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 我孫子市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。）（以下「基本要綱」という。）様式第7号による開発事業計画を提出させる。

② 我孫子市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件の合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。

ア. 当該開発事業の実施が確実であること。

イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期

① 我孫子市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 我孫子市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）

された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 我孫子市農業委員会は、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、我孫子市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 我孫子市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 我孫子市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化

団体は、その事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 我孫子市は(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 我孫子市は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定を受けようとする者の申出があり、利用権の設定等の調整が調ったときは、我孫子市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 我孫子市は、農用地利用集積計画において利用権の設定を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃貸借又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。)第16

	<p><u>条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨</u></p> <p><u>ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項</u></p> <p><u>(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者</u></p> <p><u>(イ) 原状回復の費用の負担者</u></p> <p><u>(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め</u></p> <p><u>(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め</u></p> <p><u>(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め</u></p> <p><u>⑦ ①に規定する者の農業経営の状況</u></p> <p><u>(8) 同意</u></p> <p><u>我孫子市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。</u></p> <p><u>ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を越えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を越える共有持分を有する者の同意を得ることにより足りるものとする。</u></p> <p><u>(9) 公告</u></p> <p><u>我孫子市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①か</u></p>
--	--

ら⑥までに掲げる事項を我孫子市の掲示場への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

我孫子市が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定を受けた者の責務

利用権設定等促進事業により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

我孫子市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 我孫子市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員

のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 我孫子市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が法第18条第2項第6号の規定に基づき賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

なお、「農用地を適正に利用していない」とは次に掲げる場合をいう。

(ア) 農地法第4条第1項又は同法第5条第1項の規定に違反して賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地を農用地以外のものとしている場合

(イ) 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地を同法第32条第1項第1号に該当するものとしている場合

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 我孫子市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を我孫子市の掲示場への掲示により公告する。

④ 我孫子市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑤ 我孫子市農業委員会は、法第18条第2項第6号の規定に基づき賃借権等が解除された場合又は②の規定による取消しがあった場合において、当

<p><u>2</u> 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</p> <p>(1) 農用地利用改善事業の実施の促進 我孫子市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を<u>促す</u>ため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。</p> <p>(2) 区域の基準 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、</p>	<p><u>該農用地の所有者に対しての当該農用地についての権利の設定の斡旋等（農地中間管理機構が行う農地中間管理事業及び特例事業の実施、農地利利用集積円滑化事業の実施等）の働きかけ等を行う。</u></p> <p><u>2 農地利利用集積円滑化事業の実施を促進する事業に関する事項</u></p> <p><u>(1) 我孫子市は、我孫子市の全域又は一部を区域として農地利利用集積円滑化事業を行う農地利利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 我孫子市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農業再生協議会等は農地利利用集積円滑化事業を促進するため、農地利利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力をを行うものとする。</u></p> <p><u>3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</u></p> <p>(1) 農用地利用改善事業の実施の促進 我孫子市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を<u>助長する</u>ため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。</p> <p>(2) 区域の基準 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、</p>
--	---

農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

（3） 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（4） 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ. 農用地利用改善事業の実施区域

ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ. その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方を明らかにするものとする。

（5） 農用地利用規程の認定

① （2）に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6-1号の認定申請書を我孫子市に提出して、農用地利用規程について我孫子市の認定を受けることができる。

農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

（3） 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（4） 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ. 農用地利用改善事業の実施区域

ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ. その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方を明らかにするものとする。

（5） 農用地利用規程の認定

① （2）に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を我孫子市に提出して、農用地利用規程について我孫子市の認定を受けることができる。

② 我孫子市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 我孫子市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を我孫子市の掲示場への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等らみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特

② 我孫子市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 我孫子市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を我孫子市の掲示場への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等らみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特

定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 我孫子市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善事業の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率かつ総合的

定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 我孫子市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善事業の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率かつ総合的

な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 我孫子市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 我孫子市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業事務所、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、我孫子市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の受委託のあっせんの促進その他の委託を受けて

な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 我孫子市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 我孫子市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業事務所、農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、我孫子市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の受委託のあっせんの促進その他の委託を受けて

行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ること。

(1) 農作業の受委託の促進

我孫子市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るための農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進
- カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせんの窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を

行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

我孫子市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るための農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせんの窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を

行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

我孫子市は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体（農地売買等事業並びに研修等事業を実施している者に限る。）の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤の強化を促進する事業に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携
我孫子市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア. 我孫子市は、農業農村整備事業など、これらによる農業生産基盤整備の促進を通じて、水田のさらなる利便化を図り、ライスセンター、育苗施設、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を支援・推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図

4 その他農業経営基盤の強化を促進する事業に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携
我孫子市は、1から3までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア. 我孫子市は、農業農村整備事業など、これらによる農業生産基盤整備の促進を通じて、水田のさらなる利便化を図り、ライスセンター、育苗施設、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を支援・推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図

る。

イ. 我孫子市は、土地改良施設維持管理適正化事業等により農業用排水路の整備、維持管理を推進し、農業生産基盤の安定を図り、農業の活性化に寄与するものとする。

ウ. 我孫子市は、地域計画の実現に向けた積極的な取組によって、地域の中心となる経営体の育成・確保を図り、土地利用の見直しを通じて農用地の利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ. 我孫子市は、我孫子市農業者の中核組織である認定農業者協議会を支援し、後継者対策、新規就農者の育成、農業技術の向上及び改善、あびこ型農業の確立に向けて、その活動が円滑に行われるよう、一層の協力体制を敷くものとする。

オ. 我孫子市は、次に掲げる事項を通じて農業者と非農家市民との交流の機会を設け、相互の理解と協力が得られるよう努め、我孫子市農業が地域の産業としての認識と誇りを持てる環境整備を図っていく。

(ア) 農業拠点施設の整備

(イ) 地産地消事業の推進

(ウ) 農業まつりの共催

(エ) 朝市や農産物即売会、フリーマーケット等の開催の支援

(オ) 市民農園等利用者に対する栽培技術支援

(カ) 農業者の地域行事への参加の推進

(キ) 広報紙やインターネット等を通じた我孫子市農業の紹介

カ. 我孫子市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

る。

イ. 我孫子市は、土地改良施設維持管理適正化事業等により農業用排水路の整備、維持管理を推進し、農業生産基盤の安定を図り、農業の活性化に寄与するものとする。

ウ. 我孫子市は、人・農地プランの実現に向けた積極的な取組によって、地域の中心となる経営体の育成・確保を図り、土地利用の見直しを通じて農用地の利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ. 我孫子市は、我孫子市農業者の中核組織である認定農業者協議会を支援し、後継者対策、新規就農者の育成、農業技術の向上及び改善、あびこ型農業の確立に向けて、その活動が円滑に行われるよう、一層の協力体制を敷くものとする。

オ. 我孫子市は、次に掲げる事項を通じて農業者と非農家市民との交流の機会を設け、相互の理解と協力が得られるよう努め、我孫子市農業が地域の産業としての認識と誇りを持てる環境整備を図っていく。

(ア) 農業拠点施設の整備

(イ) 地産地消事業の推進

(ウ) 農業まつりの共催

(エ) 朝市や農産物即売会、フリーマーケット等の開催の支援

(オ) 市民農園等利用者に対する栽培技術支援

(カ) 農業者の地域行事への参加の推進

(キ) 広報紙やインターネット等を通じた我孫子市農業の紹介

カ. 我孫子市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

①事業推進体制等

我孫子市は、農業委員会、千葉県農業事務所、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構その他関係団体と連携し、農業経営基盤の強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2及び第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、関係者が一体となって合意のもとに、効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

②農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、我孫子市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、我孫子市は、このような協力の推進に配慮する。

(2) 推進体制等

①事業推進体制等

我孫子市は、農業委員会、千葉県農業事務所、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体その他関係団体と連携し、農業経営基盤の強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、関係者が一体となって合意のもとに、効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

②農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、我孫子市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、我孫子市は、このような協力の推進に配慮する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取り組みを重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

青年農業者等育成センターや農業事務所、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を適宜開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修その他の情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からのインターンシップの受入れに努める。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味・関心をもち、農業が将来の進路の選択肢の1つとなるよう、教育機関や教育委員会と連携しながら各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで 農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

我孫子市が主体となり、千葉県立農業大学校等や農業事務所、農業委員、農業協同組合等と連携・共同して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導のほか、年に1回以上は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することがないように、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために、農家組合はもとより、我孫子市認定農業者協議会など市内の農業者組織との連携を図る。また、新規就農者が自ら相互の連携を図るための組織作りを支援する。さらに、商工事業者、直売所その他への出荷のアドバイスを行うなど、生産者の販路の確保を支援する。

③ 経営力の向上に向けた支援

経営力の向上については、農業事務所や農業協同組合などが実施する出荷販売の促進、経営ノウハウを習得できる機会の提供その他の事業と連携し、きめ細かな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランと整合に留意しつつ、本構想に基

づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営
体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農支援関連事業を効果的に活
用しながら、経営力を高め、確実な定着へ導く。さらに、青年等就農計画の
達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、
認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供や就農相談については青年就農者等育成センター、技
術や経営ノウハウについての習得については千葉県立農業大学校等、就農後の
営農指導等のフォローアップについては農業事務所、農業協同組合、農地の確
保については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しな
がら各種取組を進める。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化団体事業を行う者に関する事項

我孫子市は、田においては認定農業者等への農地の利用集積が徐々に進ん
できているが、畑については、経営農地が分散されていること、又畑作経営
を中心とした認定農業者等が少ないことから農地の利用集積が進んでいな
い。今後は更に農業従事者の高齢化や担い手不足等が進んでいくことが予想
され、このままでは担い手が受けきれない農地が多数出てくると思われる。
農地利用集積円滑化事業の実施主体は、こうした課題を的確に解決できる者、
具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的
な取組を実施していること、②担い手に関する情報や、農地の利用に関する
今後の意向等の農地の各種情報に精通していること、③農地の出し手や受け
手と積極的に関わり合い、農地の利用調整活動を実施する体制が整備されて

いること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準我孫子市における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域は我孫子市の農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）の区域内とする。

ただし、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

（1）農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項（当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む）

イ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

	<p>ウ 農用地等の管理に関する事項</p> <p>エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項</p> <p>③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項</p> <p>④ 事業実施地域に関する事項</p> <p>⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項</p> <p>⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項</p> <p>(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認</p> <p>① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、我孫子市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、我孫子市から承認を得るものとする。</p> <p>② 我孫子市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。</p> <p>ア 基本構想に適合するものであること。</p> <p>イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。</p> <p>ウ 認定農業者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。</p> <p>エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。</p> <p>(ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。</p>
--	---

(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

(エ) (ア)から(ウ)に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、県農業会議、我孫市農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

(カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

(キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

③ 我孫子市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

④ 我孫子市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を我孫子市の掲示板への掲示により公告する。

⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

⑥ ①、③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

① 我孫子市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

② 我孫子市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

③ 我孫子市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者(農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人)でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

④ 我孫子市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を我孫子市の掲示場への掲示により公告する。

(4) 我孫子市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合の手続き

我孫子市が農地利用集積円滑化事業を実施する団体となる場合は、次に掲げる規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めるものとする。

① 我孫子市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

② 我孫子市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、我孫子市長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ、縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。

③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。

④ 我孫子市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

⑤ 我孫子市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を我孫子市の掲示板への掲示により公告する。

⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

認定農業者等農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。

② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱参考様式5の契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。

③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委任をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではない。

この場合の「正当な理由」とは、委任の申込みのあった土地が、例えば、次のような場合であること。

ア その土地の農業上の利用を図るためには相当のコストを要する等周辺の農用地等に比して農用地等としての機能が著しく低下している場合

イ その土地の土壌が汚染されている等農用地等としての利用に適さないものである場合

ウ その土地の所有者につき争いがある場合

⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委任しても差し支えない。

(7) 農地売買事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

① 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。

② 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が賃借する農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定めるものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。

② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に

<p>第<u>6</u> その他</p> <p>この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項について、別に定めるものとする。</p> <p>附則</p> <p>1. この基本構想は平成7年3月29日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1. この基本構想は平成12年3月31日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1. この基本構想は平成18年10月5日から施行する。</p> <p>附則</p>	<p>応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。</p> <p>③ <u>研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業事務所、千葉県立農業大学校等、千葉県農業会議、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。</u></p> <p>(9) <u>他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項</u></p> <p><u>農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業事務所等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。</u></p> <p>第<u>7</u> その他</p> <p>この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項について、別に定めるものとする。</p> <p>附則</p> <p>1. この基本構想は平成7年3月29日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1. この基本構想は平成12年3月31日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1. この基本構想は平成18年10月5日から施行する。</p> <p>附則</p>
---	---

<p>1. この基本構想は平成21年3月6日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1. この基本構想は平成22年6月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1. この基本構想は平成26年2月28日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1. この基本構想は平成26年10月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1. この基本構想は令和5年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>2. 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）</u></p> <p><u>附則第5条の規定による農用地利用集積計画に関する経過措置を適用する場</u></p> <p><u>合においては、附則前項による施行前の農業経営基盤の強化の促進に関する</u></p> <p><u>基本的な構想第5の1の規定を適用することができる。</u></p>	<p>1. この基本構想は平成21年3月6日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1. この基本構想は平成22年6月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1. この基本構想は平成26年2月28日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1. この基本構想は平成26年10月1日から施行する。</p> <p><u>別紙1（第5の1（1）⑥関係）</u></p> <p><u>次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号</u></p> <p><u>に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件</u></p> <p><u>を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。</u></p> <p><u>（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による</u></p> <p><u>地方開発事業団以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とす</u></p> <p><u>る用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地</u></p> <p><u>法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法</u></p> <p><u>人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要</u></p>
---	---

な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社等（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

① 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するための利用権の設定を受ける場合・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

② 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。）として利用するための利用権の設定を受ける場合・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合法（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

① 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

② 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

① 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

（1） 存続期間（又は残存期間）

① 存続期間は3年（農業者年金制度及び農地保有合理化促進事業関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には3年と異なる存続期間とすることができる。

② 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。

③ 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。

（2） 借賃の算定基準

① 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件

等を勘案して算定する。

② 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。

③ 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。

④ 借賃を金銭以外のものゝ定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記①から③までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。

(3) 借賃の支払方法

① 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。

② ①の支払いは賃借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃借人の住所に持参して支払うものとする。

③ 借賃を金銭以外のものゝ定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。

(4) 有益費の償還

① 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。

② 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、我孫子市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

（1）存続期間（又は残存期間）

Iの（1）に同じ

（2）借賃の算定基準

① 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。

② 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。

③ 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの（2）の③と同じ。

（3）借賃の支払方法

Iの（3）に同じ

(4) 有益費の償還

Iの(4)に同じ

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

(1) 存続期間

Iの(1)に同じ。

(2) 損益の算定基準

① 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。

② ①の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

(3) 損益の決済方法

Iの(3)に同じ。この場合においてIの(3)中の「借賃」とあるのは「損益」と「貸貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。

(4) 有益費の償還

Iの(4)に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

(1) 対価の算定基準

土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行わ

れる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。

(2) 対価の支払方法

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

(3) 所有権の移転の時期

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。